

# 福祉用具等貸与申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会 様

住所 山鹿市  
申請者氏名  
電話  
印

下記のとおり申請します。

- 品名 \_\_\_\_\_
- 数量 \_\_\_\_\_
- 貸与期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 貸与希望する理由

## 貸与契約書

上記について山鹿市社会福祉協議会（以下「甲」という。）と \_\_\_\_\_（以下「乙」という。）とは、申請用具等を誠実に利用し、下記事項について貸与契約を締結する。

### 記

- 乙は、善良及び注意をもって貸与された用具等を維持管理するものとし、当該用具等を他の目的に使用したり転貸、または担保に供してはならない。
- 乙は、用具等の全部または一部損じまたは紛失した場合には直ちに甲にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。
- 乙は用具等を必要としなくなった時は速やかに甲にその返還を申出なければならない。また、甲は乙が用具を必要としなくなった時、また前記各号に違反したと認められるときは、その返還を命ずることができる。
- 介護保険に関する用具等については、介護保険認定がなされた場合に介護保険制度を優先するため、原則として貸与している用具等を速やかに返却するものとする。
- 甲は乙に対し用具等使用中の事故に関して一切の責任を負わないものとする。
- 貸与期間は1ヵ月以内とする。但し、貸与期間を延長する場合は貸与期限の10日前までに再申請を行わなければならない。ただし、チャイルドシートについては、甲乙協議の上、必要な期間を定める場合がある。
- 貸与料は無料とする。ただし、消毒が必要な用具等においては、消毒費用の実費を支払うものとする。
- この契約に定めるもののほか必要な事項は会長が別に定めるものとする。  
この契約の証として、本書各2通を作成し、当事者記名押印の上各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所 山鹿市中 578 番地  
氏名 社会福祉法人山鹿市社会福祉協議会  
会長 早田 順一

乙 住所 山鹿市  
氏名